組付要領書及び引品表

Takakita

テールランプキット

RC1831-TL

適応機種 RC1831 RC1831D



本製品を安全に、また正しくお使いいただくために 必ず本組付要領書をお読みください。 お読みになった後も大切に保管してください。 本組付要領書はお手持ちのスマートフォンや タブレットからアクセスすることができます。



株式会社四十十四

はじめに

このたびは本製品をお買い上げいただき、ありがとうございました。

この組付要領書は、テールランプキットの組付要領について記載してあります。組付前には必ず、この組付要領書をお読みの上、正しく組付けてください。

また、<u>ご使用前には作業機本体の取扱説明書を熟知するまで</u>お読みの上、正しくお取扱いいただき最良の状態でご使用ください。

- ●お読みになったあとも、必ず製品に近接して保存してください。
- ●製品を貸与または譲渡される場合は、本体の『取扱説明書及び部品表』とこの『組付要領書及び部品表』を製品に添付してお渡しください。
- ●この組付要領書及び部品表を紛失または損傷された場合は、速やかにお買い上げの販売店 または当社にご注文ください。
- ●本書は、<u>注意</u>として知っておくとお得な製品の性能や、製品自体の損傷防止に関する留意事項を書いてあります。
- ●なお、本製品については不断の研究成果を新しい技術として直ちに製品に取り入れておりますので、お手元の製品と本書の内容が一致しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ●ご不明なことやお気付のことがございましたら、お買い上げの販売店または当社にご相談 ください。

- ▲ 警告サイン―

▲ 印付きの下記マークは安全上、特に重要な項目ですので、よく読んで必ずお守りください。

▲ 危険 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負うことになる ものを示します。

▲ 禁告 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負う危険性があるものを示します。

▲ 注意 その警告に従わなかった場合、ケガを負うおそれのあるものを示します。

<u>目 次</u>

★ 安全に作業するために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
公道走行するときは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
 必要な運転免許証について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 保安基準への適合性確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 灯火器類・ステッカの取付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
<u>テールランプキットの組付け・・・・・・・・・・・・・・ 1</u>	10
配線図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	<u>13</u>

公道走行するときは

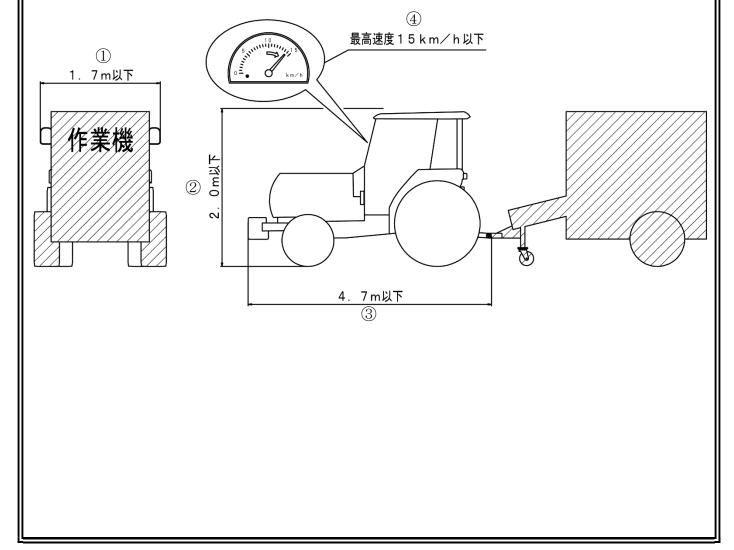
農耕用トラクタに関わる道路運送車両法の運用が見直され、保安基準に緩和措置が設けられました。必要な対応をすることで、けん引タイプの作業機で公道走行を行うことができます。公道 走行をする際は、下記項目を確認した上で必要な対応を行い、法令遵守して走行してください。

1. 必要な運転免許証について

トラクタの寸法が下表①~③の数値以内で④最高速度15km/h以下の場合は小型特殊免許で運行可能になりますが、下表①~④の数値をひとつでも上回る場合、大型特殊免許(農耕用に限る、も含む) とけん引免許(農耕用に限る、も含む)が必要となります。ただし、車両総重量750kgを超えない農耕作業用トレーラをけん引する場合、けん引免許(農耕用に限る、も含む)は必要ありません。

- ① 幅1. 7 m
- ② 全高2. 0m (安全キャブや安全フレームは2. 8m)
- ③ 全長4.7 m
- ④ 最高速度15km/h以下

下図を参考にご確認ください。



2. 保安基準への適合性確認

自動車の種類と大きさにより、申請や検査登録が必要になります。 いずれの場合も農耕作業用トレーラ、農耕トラクタの使用者が保安基準適合性を確保する必要があります。

けん引車の農耕トラクタの 種別	農耕作業用トレーラの種別と手続き
小型特殊自動車	[小型特殊自動車] ①一般的な大きさのもの ※1 ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行 許可を受ける必要はありません。
大型特殊自動車 (自動車検査証にけん引時の速 度制限の基準緩和を受けた旨 の記載があるもの)	②全幅が 2.5m を超えるもの ・ 道路管理者(地方整備局、各都道府県、各市町村等)に対し、個別に特殊車両通行許可を受ける必要があります。 ③長さが 12m または全高 3.8m を超えるもの ・ 個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。
大型特殊自動車 (上記以外のもの)	 [大型特殊自動車] ①一般的な大きさのもの ※2 ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ②長さが12mまたは高さが3.8mを超えるもの、その他オーバーハング等の基準を超えるもの ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。

- ※1 全幅2.5m、全長12m、全高3.8mを超えない大きさのもの
- ※2 農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が12mを超える場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を受ける必要があります。

3. 灯火器類・ステッカの取付け

下記フローチャート①~③を全てそれぞれについてご確認いただき、必要に応じて公道走行を行うための追加装備を取付けてください。

①トラクタの大きさ、最高速度による灯火器取付け位置

けん引をするトラクタは全長4.7m以下、全幅1.7m 以下、全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下

YES

前面:A. 前部反射器

後面:B. 後部反射器

D. 方向指示器

を取り付ける必要があります。 ※車幅灯、尾灯、制動灯、および 後退灯は取り付け義務がないの で備える必要はありません。

P4の取付け例1を参照してください。

前面:A. 前部反射器

C. 車幅灯

ı NO

後面:B. 後部反射器

E. コンビネーションランプ

F. 後退灯

を取り付ける必要があります。

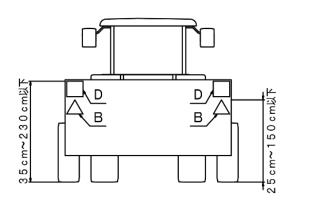
※トラクタと農耕作業用トレーラの 連結全長が6m未満の場合は、農耕 作業用トレーラの後面方向指示器は 必要ありません。

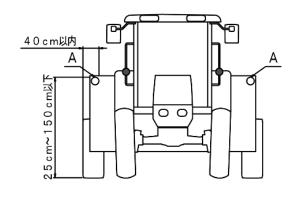
P4の取付け例2を参照してください。

A.前部反射器	B.後部反射器	C.車幅灯		D.方向指示器	
			The state of the s		
E.コンビネーションランプ			F.後退灯		

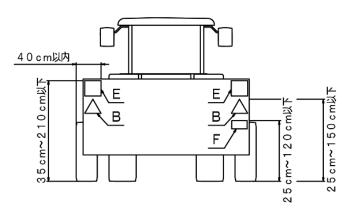
●装備の取付け位置

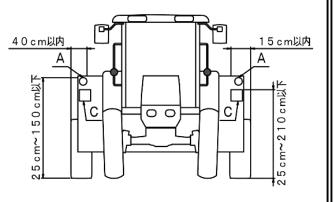
- ・道路運送車両の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は定められています。
- ○前部反射器(リフレクタ) 最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下
- ○後部反射器(リフレクタ) 最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下
- ○車幅灯(ポジションランプ)最外側から15cm以内、高さは地上25cm以上210cm以下
- ○方向指示器(ウインカ)最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下
- ○尾灯 (テールランプ) 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
- ○制動灯(ブレーキランプ)最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
- ○後退灯(バックランプ)高さは可能な限り25cm以上120cm以下
- ・車幅灯は前方から確認(視認)できる位置に、上記条件を満たし、可能な限り左右 対称になるように取付けてください。
- ・コンビネーションランプは後方から確認(視認)できる位置に、上記条件を満たし、 可能な限り左右対称になるように取付けてください。
- ・後退灯は後方から確認(視認)できる位置に上記条件を満たすように取付けてください。





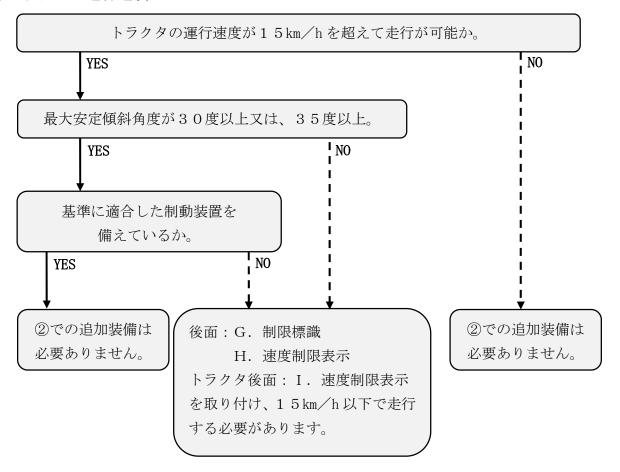
(取付け例1)





(取付け例2)

②トラクタの運行速度



●最大安定傾斜角度が不明な場合は、運行速度15km/h以下で走行してください。

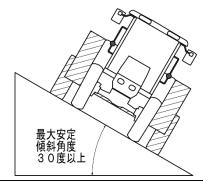
<安定性に関して> -

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は、35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるもの)であれば、通常の速度で道路走行できます。

上記条件を満たない場合は、

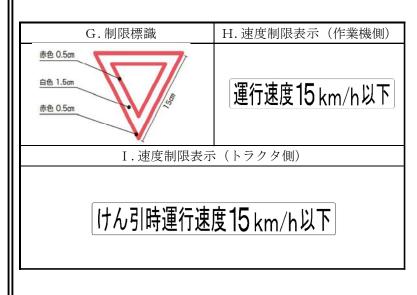
- ・運行速度15km/h以下での道路走行
- ・道路走行をする際に、Gを作業機後面に表示、 Hを作業機後面に表示、

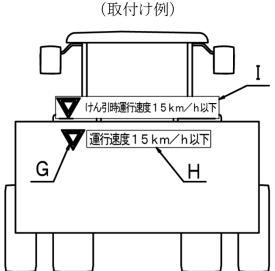
Iをトラクタ後面・運転席に表示を行う必要があります。



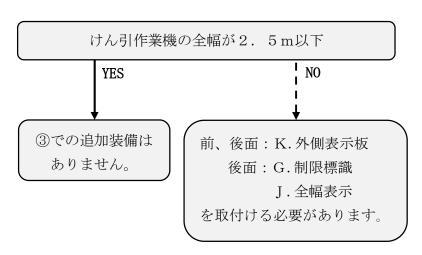
●装備の取付け位置

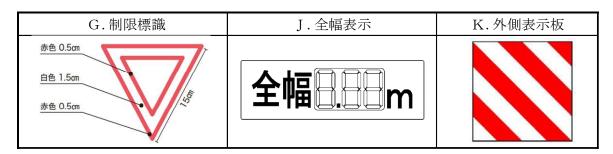
- ・G、H、Iは後方から確認できる位置に取付けてください。
- ・Hは運転席にも表示する必要があります。





③作業機装着時の全幅

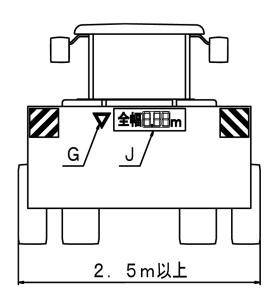


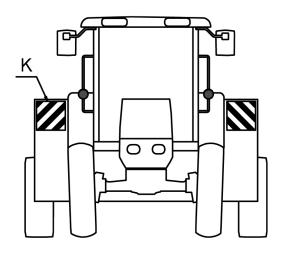


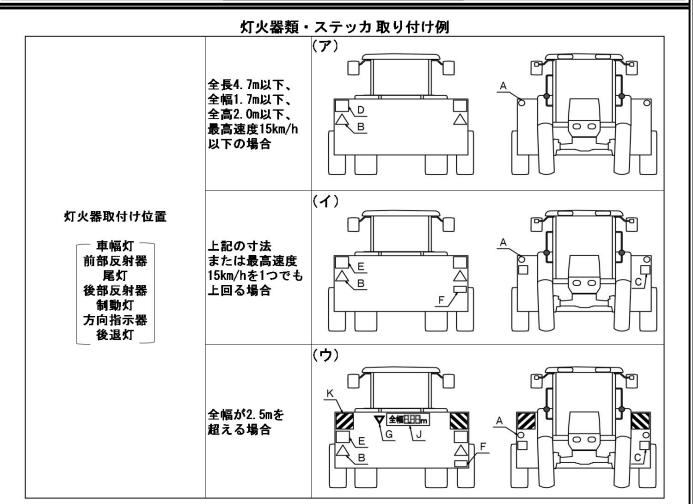
●装備の取付け位置

- ・G、Jは後方から見やすい位置に取付けてください。
- ・Kは前後、両端に赤白ラインが「ハの字」になるように取付けてください。

(取付け例)







灯火器・ステッカ

A. 前部反射器



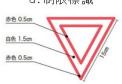
B.後部反射器 C. 車幅灯



F. 後退灯



G.制限標識



K. 外側表示板

D. 方向指示器



H. 速度制限表示 (作業機側)

運行速度15km/h以下

E.コンビネーションランプ



1. 速度制限表示 (トラクタ側)

けん引時運行速度15km/h以下

全幅8.88m

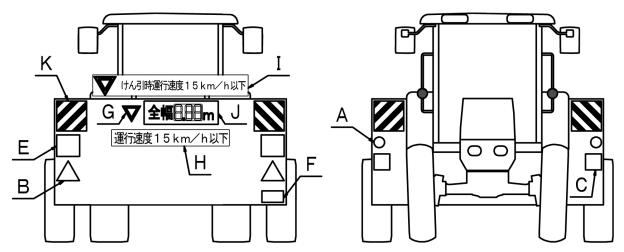
J. 全幅表示



※全幅2.5mを超過する場合は、道路管理者(国道:地方道路局、県道:各都道府県、 市道:各市町村)から特殊車両通行許可を得る必要があります

● P 5 「②トラクタの運行速度」を確認後、速度制限表示が必要な場合は取付けてください。

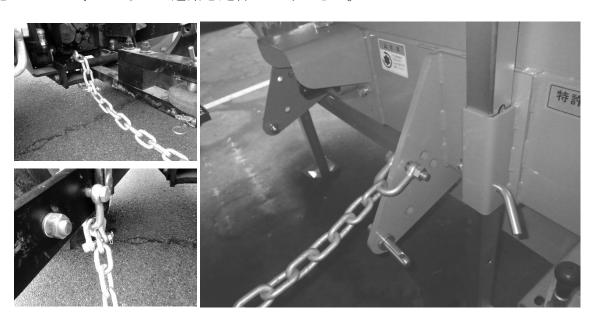
例:(ウ)に速度制限表示を追加



●灯火器類取付けの際には、トラクタの操作と連動して点灯することを確認後に公道走行を行ってください。また、灯火器類・ステッカが汚れたときは視認できるように掃除をしてください。

(4) 農耕作業用トレーラの構造要件(分離時の連結維持構造)に関して

農耕トラクタが農耕作業用トレーラをけん引した際に、不意に連結装置(ドローバ等)が分離したときでも農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結を保つことができる構造でなければ道路走行できません。セーフティチェーン等を備え、けん引時にはセーフティチェーン等をねじ止め等でつないで道路を走行してください。



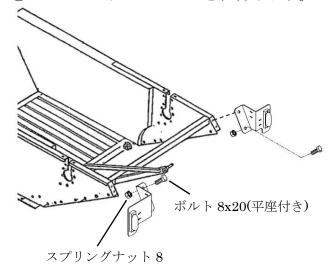
テールランプキットの組付け

<u>組付け前には、必ずこの組付要領書をお読み</u> の上、正しく組付けてください。

開梱されましたら、組付前に部品表の部品が 全て含まれているかご確認の上、組付けを行ってください。

◆組付け手順

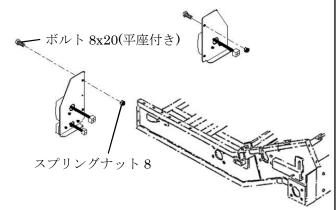
①ポジションランプL・Rを組付けます。







②ランプベースミギ・ヒダリを組付けます。

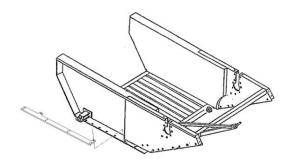






テールランプキットの組付け

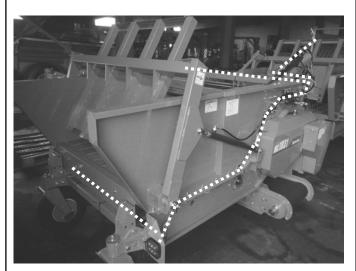
③配線ステーを組付けます。



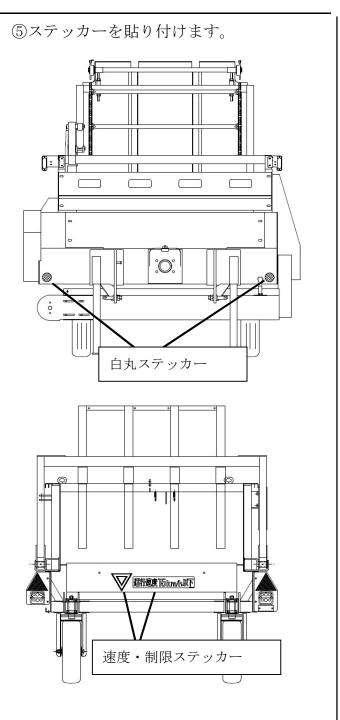


ホッパを固定しているボルト2カ所を一度外して、配線ステーを挟み込み組付けます。 (平座金は外してください)

④灯火器ハーネスを組付けます。



上の写真に記載している点線を参考に 付属のリピートタイにて可動部に接しない よう配線を取り付けてください。 配線と各ランプのコネクタをしっかり差込 み、接続してください。



テールランプキットの組付け

⑥ハーネスの8 Pコネクタをトラクタの灯 火装置用コネクタに接続し、各ランプが正 常に点灯することを確認してください。



⑦トラクタの灯火装置用コネクタがDIN 規格の場合には、付属の簡易変換ハーネス を使用し、P.13配線図を参考に接続し てください。



⑧ロアリンクを上下に動かして、配線に余裕があるか、擦れたり挟まれたりしていないか十分に確認をしてください。

A

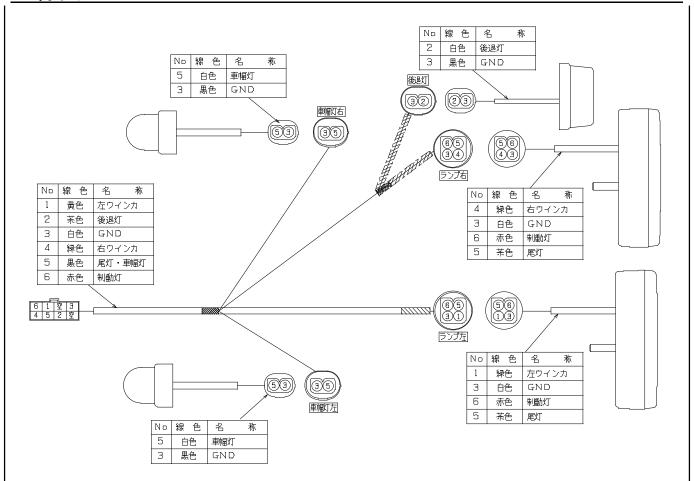
警告

コードに傷がつくと正常な点灯が行われず 思わぬ事故をおこす可能性があります。 ⑨速度制限表示を貼付ける場合は、速度制限表示(トラクタ用)をトラクタの運転席から良く見える場所に貼付けてください。

「MM」時運行速度15km/h以下

速度制限表示(トラクタ用)

配線図



トラクタの灯火装置用ソケットが DIN 規格の場合は、付属の変換ハーネスをご使用ください。

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカ
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカ
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカ
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカ
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

